

特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク 賛助会員規約

第1条 (目的)

この規約は、特定非営利活動法人中信多文化共生ネットワーク（以下、「本法人」）定款第6条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって本法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条 (資格)

本法人の主旨に賛同し賛助会費を納め、本法人の事業の円滑な実施に協力しようとして加入した者を賛助会員とする。

第3条 (加入)

賛助会員は、本法人の代表理事の承諾を得て、加入するものとする。

2 代表理事は、加入を希望する個人または団体、法人（以下、「加入希望者」が、反社会的勢力（平成19年6月19日付け「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定義による）であることが判明したときは、当該加入希望者の加入を承諾してはならない。

3 事業年度の中途において加入をする場合は、当該事業年度の残余月数の月割計算した、年会費を支払うものとする。この場合において、100円未満の端数は切り捨てとする。

第4条 (会費)

賛助会員は、次の年会費を納入するものとする。

(1) 個人賛助会員：1口3,000円とし、1口以上を納入する。

(2) 団体賛助会員： 次のいずれかを選ぶこととする。

① 団体A会員

入会金10,000円、年会費一口30,000円とし一口以上を納入する。

② 団体B会員

入会金5,000円、年会費10,000円を納入する。

③ 団体C会員

入会金5,000円、年会費5,000円を納入する。

なお、団体賛助会員は、CTNサイトにバナーを掲載することができる。バナーのサイズは会員区分に応じて異なる。

第5条 (退会)

賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本法人に届け出るものとする。

2. 賛助会員が事業年度の中途において退会する場合、当該年度の年会費の月割り残金の返金はしない。

第6条 (除名)

本法人は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本法人の事業を妨げ又は妨げようとした者
- (2) 会費の納入を2年以上怠った者
- (3) 故意又は重大な過失により、本法人の信用を失わせるような行為をした者
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした者
- (5) 加入した後に、反社会勢力であることが判明した者、および、加入後に反社会的勢力とのかかわりを持つようになった者
- (6) 該当する者は総会において弁明の機会を有する。

第7条 (その他)

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附則

- 1 この規約は、令和2年5月25日より施行する。